

現代労働問題

* 労資関係の歴史的動態と構造 *

戸塚 秀夫 編
徳永 重良



有斐閣
大学双書



有 斐 閣

は し が き

今日、資本主義は世界的にきわめて困難な局面に逢着している。2つの世界大戦と世界大恐慌の経験をとおして、現代資本主義はいわゆる国家独占資本主義の諸装置をととのえ、安定的な発展をはかってきたが、資本主義諸国をおそっているスタグフレーションは、その諸装置が決して万能ではなかったことを明示している。

戦後しばらくの間つづいた相対的安定の一時期は、いまはっきりと過去のものとなった。多くの資本主義諸国で労働運動の新たな昂揚がおこり、労資関係は大きく動揺しはじめている。現代資本主義は果してこの困難な局面をのりきり、その生命力を保持しつづけうるか、それとも、労働運動をとおして資本主義社会から社会主義の社会への飛躍が可能となるか。われわれは、その深刻な問いを反芻する時代に生きている。

この時代の焦点の1つは労働問題である。だが、従来、日本のアカデミーでは、労働問題を労働問題としてとりあげる試みは比較的貧弱であった。それはもちろん、労働問題を社会科学的研究する方法の難しさによるのであるが、労働問題自体が、今日われわれが感じているほどの迫真力をもって研究者のまえにたちあらわれてこなかった、という歴史的事情にもよっている。戦後続いてきた相対的安定の一時期は、労働問題のある側面を、「労働経済論」なり「労使関係論」の対象として、あるいはまた「労務管理論」の対象としてとりあげることに深刻な不安を感じさせなかったのである。

われわれは、本書において、労働問題を労働問題として、正面からとりあげることを企図した。そのためには、近來とみに細分化・専門化されてきた研究をとおして深められてきたところの、限られた時期の限られた対象の諸側面についての部分認識を、1つの全体像に統合する方法を模索することが必要であった。序章には、それに関してわれわれが意識した方法上の論点が簡潔に提示

されている。われわれは、現代日本の労働問題を研究する前提として、高度に発達した資本主義国における労資関係の歴史的動態と構造を確かめておくことが、きわめて重要な意味をもつと考えた。本書の主要部分をなすところの、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリアの各国についてのいわば事例研究は、現代資本主義のもとでの労働問題を捉えるうえでの、1つの構図を提示するものと、われわれは確信している。終章では、各国事例の研究をとおして浮かびあがってくるいくつかの重要な論点をとりまとめ、今後すすめるべき研究の方向を示唆することにした。なお、この共同研究を企画した当初、われわれは、ひろくいわゆる開発途上国や社会主義の諸問題をとりあげると同時に、正面から日本をとりあげることの必要を自覚していた。しかし、それらをも含めて一冊の書物にまとめることは、われわれの能力上の限界を別にしても、紙面の制約からして全く不可能であった。それらは、別個の書物においてとり扱われるべき課題として残されている。

本書は、労働問題に関してひと通りのことをいちおう万遍なく説明するというような、通例の教科書ではない。むしろ、それは、労働問題に焦点をあてて現代資本主義の運命を確かめようとする、多分に模索的な研究の一里塚にすぎない。その意味で、本書が単に学生やいわゆる研究者だけでなく、ひろく労働問題の渦中にある実践家の方々によって吟味されることを、われわれはひそかに期待している。われわれの試みがどの程度まで成功したか否か、読者諸氏の率直な御批判を乞いたい。

われわれが、本書の刊行をおもいたち、「現代労働問題研究会」を組織したのは、1972年春、いまから4年以上もまえのことである。以降、今日まで、われわれは文献・資料を渉猟しながらいくたびか研究会を重ね、従来の各国研究の成果をふまえて新たな全体像を構成することにつとめてきた。その研究の成果を限られた紙面におさめるために、歴大な第1次草稿を圧縮することに努力された執筆者各位にお礼を申し上げると同時に、当初の予定より刊行がおくれたために、早期に原稿を提出された執筆者に対してご迷惑をおかけすることになったことを编者としてお詫びしたい。

最後に、本書の刊行にいたるまで、長い間われわれを辛抱づよく励まし、さらに、細部にわたる編集技術上の問題について貴重な助言をして下さった有斐閣の涌井義治、鹿島則雄両氏に心からお礼を申し上げたい。

また、索引の作成については、上記の両氏のほか、東北大学大学院の吉田千代、富田義典、乗杉澄夫諸君の協力を得た。これらの諸君の助力にも感謝したい。

1976年12月28日

戸塚 秀夫

徳永 重良

序 章 課題と方法

I. 本書の課題

本書は、国家独占資本主義の時代としての「現代」の労働問題の特質を、発達した主要資本主義国の労資関係の歴史的動態をあとづけるなかで、明らかにすることを目的としている。

現代資本主義を国家独占資本主義として捉える観点自体は、決して新しいものではない。むしろそれは1つの流行であるといつてよい。たしかに、第1次世界大戦とロシア革命の動乱をとおして、資本主義は、一方で胎内に発達した社会主義運動に脅かされ、他方で対外的に社会主義国と対立するなかで、政治的、経済的危機にたいして以前よりはるかに敏感な対応をせまられる時代に突入した。国家独占資本主義をいかなるものとして捉えるかについてはさまざまな見解があるが、それが資本主義の危機へのそうした予防的あるいは事後的な対応として形成されたことについては、大方の異論はないであろう。

* われわれは、この作業をすすめるなかで、国家独占資本主義に関する従来の論議を吟味することが必要であると考えた。われわれが、従来の論議をどのようにふまえたかについては、序章〔補論〕を参照されたい。

だが、従来の研究では、資本主義の危機を労働問題との関連で捉え、その観点から現代資本主義の歴史的運命を実証的に確かめていく作業は比較的に手薄であった。われわれは、資本主義にとって最も処理困難な労働問題に焦点をあわせて、国家の労働政策の面で、あるいは労資関係の実態の面で、労働問題処理の仕組がいかに歴史的に推移してきたかをあとづけることによって、現代資本主義が今日の袋小路に到達するにいたる過程を総括したいと考えたのである。その意味では、本書は、国家独占資本主義の形成・展開・没落の全過程を、労資関係の観点から捉えなおす試みとして、位置づけうるであろう。それはまた、

裏からいえば、発達した資本主義国における社会主義革命の可能性を探るための前提的作業として位置づけうるであろう。

2. 研究の方法 (1)——労働問題の一般的考察

すでに述べたところから明らかなように、われわれは、「現代」の労働問題は、第1次世界大戦以降の現代資本主義の歴史的展開のなかで生起し、まさに歴史的な問題処理の仕組を必然化させてきたと考えている。だが、そのことは、ただ問題とその処理の仕組をある時期の歴史的な現象として記述すれば十分である、ということの意味するのではない。社会の歴史的な現象は、それがその社会を貫くいかなる一般的な法則の歴史的発現形態としてあるのか、という観点で説きあかされた場合にのみ、正当な歴史的な位置づけを与えられるであろう。そこで、われわれはまず、資本主義社会において労働問題が「問題」とならざるをえない根拠を一般におさえたうえで、それが現代資本主義のもとではいかなる歴史的形態で発現することになるか、という順序で考察をすすめていくことにしよう。

ごく抽象的にいえば、労働問題が資本主義社会で問題とならざるをえない一般的な、窮極的な根拠は、資本主義が労働力を商品形態で包摂し、剰余価値の創出を目的とする資本の生産過程に充用することなくしては成り立たないのに対して、労働力は労働者からきりはなしえない生きた人間の力能そのものであり、もともと商品として生産されるものではないこと、しかも他方、資本主義の成立自体がすでに労働者に対しても一定の市民的自由を許容せざるをえないこと、にある。

* ここで市民的自由にふれる意味について、多少の説明を加えておこう。資本主義の再生産を可能とする労働力の歴史的な存在形態は、決して、単なる貧乏人一般ではないし、また奴隷や農奴でもない。そもそも資本主義は、労働者が土地に法的に緊縛されている状態では成立しえない。貨幣所有者がその貨幣を生産手段と労働力商品の購入にあてうるためには、他方において労働者が労働力を商品として販売する主体として存在することが不可欠である。それは、労働者が生産手段や生活手段から「自由」で、経済的強制によって労働力を販売せざるをえない、ということの意味していると同時に、主人や土地への法的な拘束や緊縛から「自由」に、労働力を商品として販売しうる、ということの意味している。K. マルクスが、資本主

義社会における賃金労働者を「二重の意味で自由な」労働者である、と捉えたのはそのためである（K. マルクス『資本論』第1巻第4章「貨幣の資本への転化」）。資本主義は、職業選択の自由、移転の自由などの一定の市民的自由を労働者に許容することなしには成立しえない。資本主義社会における労働者は、しばしば「賃金奴隷」であるといわれるのであるが、彼らが文字どおりの奴隷ではないということが、資本主義社会における労働問題の特質をなす決定的に重要な要因であることを忘れてはならない。

資本主義社会は、資本による労働力の包摂が円滑にすすんでいる限り、さしあたり支障なく運行するのであるが、労働力の担い手としての労働者は、そのような資本による包摂にたいしてつねに柔順であるとは限らない。むしろ、そこには根本的な対立の契機がはらまれている。われわれは、労働力が商品形態で資本の運動に包摂されながら、人間としての労働者がたえず資本の運動への包摂過程およびその諸結果にたいしてプロテストする契機を内包している、という点に、資本主義社会の深刻な「難点」があると考ええる。その契機が発現し、資本による労働力の掌握が麻痺し、労働力の包摂が破綻するにいたる場合には、資本の運動は危殆にひんする。われわれがさきに、資本主義の危機を労働問題との関連で捉えることの必要性にふれたのは、およそ以上の理由による。

ところで、労働力の商品化を経済的に強制され、資本の運動のなかに包摂される労働者が、資本主義社会のもとでもたざるをえない欲求・不満はいかなるものであろうか。それらはまた、いかなる意味において資本の運動と根本的に対立する契機をなしているのであろうか。もちろん、その具体的様相はさまざまであるというほかはない。だが、一般的、抽象的に規定すれば、資本主義社会における労働者の欲求・不満は次のような4つの契機の複合としてある、と捉えることができる。

第1は、労働力商品の販売をめぐる、いわば労働力販売者としての欲求・不満である。労働者は、もともと、経済的強制によって労働力の販売を余儀なくされているのであり、その意味では、窮極的には、労働力の販売者たざるをえないこと自体についての不満を秘めているのであるが、労働力の商品化自体を前提としてうけいれた場合でも、労働者は、自分の所有する労働力が「正当」な条件で購入されるか否かに重大な関心をもつ。ここでは、労働者が

もとめうる雇用機会の質および量、そこで提示される賃金、労働時間その他の雇用条件が、自己の慣習的生活水準を維持し向上していくうえで「正当」なものであるか否か、がたえず問題となる。

第2は、労働＝生産過程をめぐるの、いわば直接的生産者としての欲求・不満である。資本主義の直接的生産過程の特質は、労働過程が同時に価値増殖過程でなければならない、という点にある。雇い入れられた労働者は、資本家の命令にしたがって剰余価値の生産に従事することをせまられる。何を、いかなる方法によってどれだけ生産するかが、原理的には資本家の権限に属するのが資本主義社会である。購入した労働力をいかに生産的に消費するかは、資本家の権利として主張される。だが、労働力の所有者である労働者自身は、そのような資本家の指揮・命令に無条件で服従するとは限らない。もともと、雇用契約の締結にあたって、労働者は、一定の雇用条件での労働力の処分権を資本家に譲渡することに合意するのであるが、現実の労働条件は、そこであらかじめ合意されたものを遙かにこえる不確定な要素を含まざるをえない^{*}。労働者は、労働時間配置、人員配置、作業ベースその他、作業様式や労務統轄様式全般にわたる事柄について、人間として「正当」な取扱いをうけているか否かを問題とせざるをえない。

^{*} 雇用契約の締結にあたって、労働＝生産過程における労働者の関心事をすべて具体的に「雇用条件」(terms of employment)のなかに明示することは不可能である。労働強度、温度・湿度・臭気・騒音などの作業環境、同輩および上長との人間関係など、労働＝生産過程における労働者の欲求・不満を左右する諸条件の多くは、雇用契約が締結され労働者が現実には働きはじめるまでは、具体的に確定しがたいものとしてある。ウェッブ夫妻が「労働契約の不確定性」にふれたのはそのためである。労働者の日常的な労働生活では、「雇用条件」のなかに明記されていない「労働条件」(working conditions)如何が重大な関心事である(S & D. Webb, Industrial Democracy, 1897, pp. 658-9)。傍論としてつけ加えるならば、この論点は、就業規則をいかなる法的性格のものとして捉えるべきか、という法律上の論議につながってくる。雇用契約の締結にあたって就業規則の遵守が合意されていることをもって、就業規則をストレートに雇用契約の内容をなすものとして割りきることに無理があるのは、以上のような実態があるからである。

第3は、消費過程をめぐるの、いわば消費者としての欲求・不満である。

労働者は、稼得した賃金をもって、人間らしい生活を営むにふさわしい財貨・サービスを購入しうるか否かに重大な関心をもつ。もちろん、のちに改めてふれるように、「人間らしい生活」の内容規定は、国により時代によって異なるが、労働者が、疾病、老齢などによって一時的あるいは永久的に労働能力を喪失した場合でも、人間としての生存を欲求することは当然であろう。また、労働者がその子弟の健全な養育を望むことも当然であろう。労働者の雇用機会なり稼得賃金額なりがそうした必要・欲求をみたすに十分でない場合には、労働者は、なんらかの形で公的扶助をもとめざるをえないであろう。

第4は、公権力の運営および行使をめぐっての、政治的人間としての欲求・不満である。さきにふれたように、資本主義社会における労働者は、もともと一定の市民的自由を許容されているのではあるが、そのことは決して、労働者が、市民社会を統轄する公権力にたいして、市民的発言権を当然に保障されていることを意味するのではない。労働者は、公権力の運営および行使が「正当」におこなわれているか否かについて、重大な関心をもたざるをえない。この面での労働者の欲求・不満は、当然のことながら、公権力自体にむけて発現することになる。

以上、われわれは、資本主義社会における労働者の欲求・不満を構成する諸契機を一般的、抽象的に考察した。これらの諸契機は相互に触発しあう1つの複合として存在する。たとえば、第1の契機と第3の契機、第1の契機と第2の契機、第3の契機と第4の契機とが密接に関連していることについては、多言を要しないであろう。これらの諸契機のなかで、どれが最も支配的なものとして発現するかは、事態を静態的に考察している限りでは一般化しがたいが、もともと、第3の契機と第4の契機は、それ自体としては賃金労働者にのみ固有のものとはいえない。それらはしばしば、消費者運動あるいは市民運動として、あるいは、農民や兵士、学生などと合流した革命的大衆運動として展開する。その意味では、労働者にのみ固有な欲求・不満が、第1および第2の契機であることは明白であろう。それらは労働運動のたえざるエネルギー源をなしているといつてよい。

そこで、以上のような労働者の欲求・不満の諸契機を総合的に捉えるためには、第1および第2の契機を中心にして、それらが資本主義経済の発展に固有

な産業循環のなかでどのように顕在化するか、という問題にふれておく必要が
あろう。産業循環のどの局面で、どのような性格の欲求・不満がとくに顕在化
することになり、どのような性格の労資間紛争が必然化されることになるのか、
以下、産業循環の諸局面における事態をやや大胆に描いてみることにしよう。

好況期 この局面では、経済の順調な発展にともなって、失業は減少
し、労働力需給関係が緊迫化することによって、賃金が上昇する。したがって、
かの第1の欲求・不満の契機はさし当たって緩和される。だが、その契機自体
が発現しなくなるわけではない。むしろ、労働者にとって売り手市場であるとい
うことが、また資本家の利潤が大きいということが、労働者の賃上げ意欲を
かきたて、しばしば、労働者は「攻撃的な」紛争をしかける。ただ、循環のこ
の局面では、資本家側には賃上げ要求に柔軟に応じる余地が与えられており、
紛争は資本家側の譲歩によって比較的容易に解決される傾向がある。第1の欲
求・不満の契機が緩和される、というのはその意味においてである。また、循
環のこの局面では、労働者の第2の欲求・不満の契機もただ単に顕在化するだ
けでなく、かなりの程度まで実現されてくる。労働市場における労働者の有利
な地位を背景にして、労働者は労働＝生産過程においてもその発言権を強める。
いわゆる経営権の弛緩、労働者によるいわゆる経営権への侵食がすみ易いの
は、この局面においてである。

恐慌期 この局面で、経済の収縮にともなって、雇用量が縮小し、
解雇された失業者が増加し、労働力需給関係が緩和し、賃金が切り下げられる。
ここでは、かの第1の欲求・不満の契機が躍動せざるをえない。解雇に反対し、
賃下げに反対する「防衛的な」紛争が発生する。しかも、循環のこの局面では、
資本家側には労働者の要求に柔軟に応じる余地は少なく、紛争が労働者に有利
に解決される可能性は少ない。大量の失業者が排出されると、必然的に労働者
間の競争が強まり、現役労働者の抵抗力も弱まっていく。失業者を中心とする
困窮労働者の第3の欲求・不満の契機が、それ自体として顕在化し、第4の欲
求・不満の契機に連動し易いのは、この局面においてである。雇用関係からき
り離れた労働者は、その欲求・不満を公権力にむけることになる。

不況期 この局面では、産業の「合理化」・再編成にともなって、作業
様式の改変、労務統制機構の強化が追求される。資本家側は、好況期に労働者

に侵食された失地を奪いかえし、いわゆる経営権をたてなおし、生産＝労働過程における「合理的な」秩序を確立するために「攻撃的な」紛争をしかける。労働者の第2の欲求・不満の契機がこの動きと正面から衝突することになる。もともと、かの第2の欲求・不満の契機は、資本主義的な労働＝生産過程の質ともいふべき、資本家的管理秩序にかかわるもので、量的な妥協によって解決されがたい性格をもっているが、産業循環のこの局面では、労働者が生産＝労働過程における慣行として保持してきた「既得権」を切りくずし、「合理化」しようとする資本家側の努力が激しい紛争をよびおこすのである。すでに恐慌期にはじまる労働者の政治意識の急進化は、この局面においても持続し、第4の欲求・不満の契機が顕在化する。

もちろん、以上はごく大まかなシェーマ化にすぎない。現実には労働者の欲求・不満がどのように顕在化するかに接近していくためには、より歴史具体的な考察を必要とすることはいうまでもない。だが、以上の一般的、抽象的な考察をとおしても、すでに、資本主義社会における労働者の欲求・不満が、資本主義経済の運動にともなう、順調な資本蓄積を脅かすものとして発現せざるをえない論理のあらましは明らかになったであろう。資本は、労働力を商品形態でその運動のなかに包摂することによって、およそ一般商品の場合にはありえぬ特殊な困難、特殊な脅威を胎内にかかえるのである。資本の順当な運動は、そのような困難・脅威をなんらかの形で「解決」することなしには続行しえない。では、現実にはそれはいかに「解決」されてきたのであろうか。

3. 研究の方法 (2)——労働問題の歴史的考察

資本主義社会における労働問題が現実がいかに生起し、それがいかに「解決」されてきたか、という実態にせまるためには、以上のような一般的、抽象的な考察の域にとどまることはできない。たとえば、産業循環は理論的にはまさに循環として捉えられるが、現実にはその循環の形態は歴史的に変化している。労働者の欲求・不満の諸契機の発現のしかたもまた歴史的に変化している。当然、それらは、労働問題を処理する仕組の歴史的変化につながってくるであろう。つまり、現実の実態にせまるためには、問題を歴史的に考察することが

必要である。そこで、以下、そのために必要と思われる方法上の若干の論点にふれておくことにしよう。

まず、第1に、労働者の欲求・不満自体がもともと歴史的な性格をもっている、ということにふれなければならない。われわれは、さきに労働者の欲求・不満の諸契機を分析したときに、労働者がその雇用条件やその他の労働条件に関して、あるいは消費生活条件などに関して、それらが「正当」なものか、あるいは「人間らしい生活」にふさわしいものか、という観点から欲求・不満をもつことを指摘した。

だが、何が「正当」であり、何が「人間らしい生活」であるかは、特定の時代、特定の社会における政治的・社会的生活様式から切り離して論じることはいできない。労働者が社会的人間である以上、たとえば彼の属する社会の上層部分の生活水準と彼自身の生活水準との間の距離は、つねに改善されるべきものと意識される問題の1つの契機をなすであろう。否、そればかりではない。労働者は、しばしば、形式的には市民的自由が保障された場合でもなお存在する欲求・不満を解決するために、ブルジョア的基本権を上まわり、それとは異質の内容をもつ要求を前面におしだすにいたるのである。たとえば、労働基本権、生存権の要求などはそれである。そのような要求は雇用契約関係によっては解決しがたいものである[＊]ので、個々の資本家に対してのみではなく、公権力自体にもつきつけられることになる。それらの事柄が明確に問題として自覚される度合いは、学校教育その他の文化的施設やさらにさまざまな運動体験などを通して形成されるところの、労働者の文化水準や階級意識に依存するといってよいであろう。それらはすべて、歴史的に変化するものである。さらにまた、労働者の欲求・不満の諸契機のいずれが前面にでるかということも、多分に歴史的な事情によって左右されるであろう^{*}。

* たとえば、初期資本主義の段階における労働者にとっては、かの第2の欲求・不満がきわめて切実なものとして意識された。事実上賃労働化しながらも、なお労働＝生産過程におけるさまざまな「自主決定権」を保持してきた当時の「独立小生産者」的労働者にとっては、工場に入って就業規則にしたがって働くことは、「工場のベルの奴隷」になることだと反発された。また、国家独占資本主義のもとで、完全雇用政策や社会保障制度が実効をあげ、解雇の鞭が威力を失ってくる状況にお

いては、かの第2の欲求・不満の契機が重要な位置を占めることになる。

第2に、すでに指摘したような資本主義社会の「難点」は、単に産業循環にともなうその現われ方が変化しているだけでなく、資本主義経済の歴史的発展にともなう、その現われ方はまさに歴史的に変化している。資本制経済の順当な再生産にとっては、資本蓄積に適合的な一定の質・量の労働力の購入（＝採用）と購入の打ち切り（＝解雇）、購入した労働力の生産過程における資本家的に合理的な充用・使用が不可欠な要件をなしているが、すでに明らかにしたように、労働者は、そのような不可欠な要件を脅かすような欲求・不満の諸契機を内包している。それこそが、われわれがさきに「難点」と表現したものの内実であった。だが、この「難点」の現われ方は歴史的に変化している。われわれは、いかなる方法によってその歴史的変化を整序しうるのであろうか。ここにいま1つの方法上の論点がある。

もちろん1つの手がかりでしかないが、われわれは、資本と賃労働の歴史的存在形態の変化に注目することが必要であろう、と考える。資本と賃労働のそれぞれの存在形態が歴史的に変化するのに照応して、労資関係に内在する「難点」の現われ方もまた歴史的に変化する、と捉えうるからである。一方では、資本の蓄積様式、資本の体現する生産技術体系^{*}、個別資本間競争のありかたなど、他方では、「二重の意味で自由な」労働者の蓄積度^{**}、労働者の社会的性格、労働者間競争のありかたなど、^{*}が^{*}推^{*}かめられるべきであろう。これらの要因の歴史的変化は、かの「難点」の現われ方を確実に変化させているように思われる。

* 資本の体現する生産技術体系が、たとえば「マニュファクチュア」の域にとどまるものか、それとも、機械制大工業を生みだしているか、また機械体系自体がどの程度自動制御化されているか、といった問題は、生産＝労働過程における資本家の労働者支配の様式を変化させる重要な要因である。資本家が新たな生産技術体系を導入する動機の一つは、労働者の「恣意」や抵抗にわずらわされることのない、資本家的に「合理的な」生産＝労働過程を組織することにあった、といっても過言ではない。

** 「二重の意味で自由な」労働者の蓄積がなお微弱である場合には、資本にとって適合的な一定の質・量の労働力を調達すること自体が困難になることは明白であろう。その場合には、資本家は小生産者層の子弟の一時的雇用なり被救恤民層からの

労働力調達に依存し、他方で多分に強権的な管理方式を介在させるのであるが、それらは生産＝労働過程を「合理的に」組織していくうえで適切であるとは限らない。他方、「二重の意味で自由」な労働者が大量に蓄積されている場合には、労働力調達上の困難は少なくなる。だがその場合でも、労働者間競争の抑制を基調にする労働者的な慣行・文化が形成されるところでは、それが資本家にとっての新たな制約となるという点を看過することはできない。さきにふれたような労働者の欲求・不満の諸契機のあらわれかたも、賃労働の歴史的存在形態如何によって変化しているように思われる。

第3に、すでに指摘してきたような「難点」をこの社会で「解決」する仕方、様式も歴史的に変化してきた、ということに注意しなければならない。たしかに、資本主義は、先行社会の歴史的遺産としての特定の社会的性格の労働者を与件としながらも、それを資本の運動に適合的な賃金労働者として改鋳することによって発展してきた。だが、その改鋳も、かの「難点」を解消するほどには完璧でありえない。巨視的にいえば、資本主義は、資本の運動の対極に、必ずしも資本の運動に適合的たりえないところの特定の社会的性格の労働者を生みだすことによって、その円滑な発展を制約される運命にある。資本主義は、その制約を歴史的に克服し、なお労働力を商品形態で包摂しうるような、新たな賃労働支配の様式を実現しうる限りにおいて発展あるいは延命し、逆にいえば、労働者はその新たな支配様式に包摂される限りにおいて、「二重の意味での自由」から自由になりうる道をひとまずは閉ざされてきたのである。

そこで、労働問題の歴史的考察においては、かの「難点」が現実には資本主義にとっての重大な制約となってあらわれ、既存の賃労働支配の様式自体の有効性が問われるような転換点、いわば歴史的な節をなす時期に注目しなければならない。それは既存の労資関係の枠組の相対的安定性が脅かされる危機の時代である、といっていよい。もともと、労資関係につねにつきまとうかの「難点」は、日常的には一定の労資関係の枠組のなかでいわば妥協的に「解決」されているのであるが、そこでなお解決されがたい労働者の欲求・不満が一定の歴史的条件的のもとで噴出し、既存の労資関係の枠組を根底から揺がし、既存の賃労働支配の様式自体を脅かすにいたる、と捉えうるからである。そのような歴史的な節ないしは危機の局面が、何を契機に到来するかをあらかじめ一般化することは困難であろう。だが、われわれは、そのようないわば非常の時期に焦点

をあわせ、そこでの危機克服の方向をめぐる労資の対抗を媒介項として、いかにして新たな労資関係の枠組が形成されているか、という点に注目することによって、労資関係の歴史的動態を明らかにしうるように思われる。その場合、相対的安定期は、一面では、危機の克服をとおして形成される新たな労資関係の枠組が定着していく過程として、他面では、やがてまた噴出すべき新たな矛盾が醸成されてくる過程として位置づけられることになる。

ここで労資関係の枠組に関連して、若干の補足的説明をつけ加えておこう。われわれは本書において、労資関係と労使関係という2つの概念を使っている。前者は、資本主義社会において資本家と賃金労働者とが労働力の売買をとおしてとり結ぶ、労資間の社会関係の総体を一般的に表現する際概念として使われる。後者は、より具体的な下位概念として、経営者と労働者、経営者団体と労働組合、それらと政府との関係などを表現する際概念として使われる。前者が変革運動をも含むところのいわばマクロ的、動態的概念であるとすれば、後者は、一応資本主義社会を前提にしたうえで展開される具体的な機能を分析する場合に用いられるところの、いわばミクロ的な概念である、ということができよう。

また、われわれは、労使関係の法的枠組と労資関係の実態的枠組という2つの概念を使っている。前者は、労使関係を律する法律に規定された枠組である。後者は法律の規定如何にかかわらず現実の労資関係のなかに存在する枠組である。両者の間にはしばしば大きなズレがある。

最後に、われわれが労資関係の枠組の変化ないしは労働問題処理の仕組の変化を問題とする場合に、どのような点に注意すべきかについて、すでに分析した労働者の欲求・不満の諸契機に即して述べておこう。

a) まず、労働力販売者としての欲求・不満の処理に関しては、労働者が労働市場において資本家と法律的に対等な資格で対しうるか否か、が問題となる。すでに述べたように、資本主義が成立するためには、労働力を商品として販売しうる労働者が存在しなければならないのであるが、そのことは、労働者と資本家とが当然に法律的に対等な資格で対することを要件としてはいない。したがって、雇用契約の締結、解除の仕方において、また、雇用契約不履行の処理の仕方において、労働者が資本家と対等な法的取扱いをうけているか否か、がまず注意されなければならない。労働者が労働組合にまだ組織されていない場合には、かの第1の欲求・不満の契機は、個別取引がととのわぬ場合によりま

しな雇用主をもとめて移動する、というかたちで処理されるのが通例であった。また、労働者が労働組合に組織されている場合でも、労働者の集団的な要求がうけいられない場合には、労働力の集団的引きあげ(walk out)で対抗するのが古くは通例であった。したがって、雇用契約の解除や不履行の処理をめぐる法律問題は、労資関係の枠組において重要な位置を占めている。

もちろん、労働者が労働組合に組織され、雇用条件についての集団的な要求を提出するにいたるか否か、が労資関係のありかたを変化させていく決定的に重要な動因である。が、労資関係の枠組は、国家および資本家がこれにいかに対応するか、その対応の仕方如何によって異なるものとなる。まず、国家が労働組合の活動をどの限りで合法化し、発生する労資紛争にいかにかかわるか、が重要な点である。その意味で、労働組合法、労働争議法、労働争議調停法などの歴史は、そのまま直ちに、労使関係の法的枠組の歴史であるといつてよい。だが、労資関係の実態的な枠組は、形成される労働組合の実態および労働組合の活動への資本家側の対応によって確定される。もちろん、労使関係の法的枠組如何に影響をうけてはいるが、労資関係の実態的な枠組は、基本的に労資間の自成的な対応をとおして形成され、やがては法的枠組自体を変化させていくほどの基底的な位置を占めている。ここでは、資本家側が労働組合を労働力の集団的取引(=団体交渉)の相手として認めているか否か、認めているとすれば、どのレベルで(たとえば、個別企業でか、地域でか、全国でか、など)、どのような事柄についての交渉に応じているか、交渉がととのった場合にはどのような協約が締結されているか、そこに紛争処理のルールについてどのような規定がもりこまれているか、といった点が重要であろう。

なお、かの第1の欲求・不満の契機と関連して、不況期における雇用機会の不足に対して、公権力がいかに対応するか、がいま1つの重要な点である。国家が応急の措置として失業対策事業などの雇用機会創出にのりだすか、あるいはさらに、いわゆる完全雇用の維持を経済政策の目標として追求しはじめるか、などが注目すべき点である。

b) 直接的生産者としての欲求・不満の処理に関しては、まず、就業規則が存在するか否か、存在するとすればそれはどのような手続きで制定され、また運用されているか、に注意しなければならない。生産=労働過程における資本

家の指揮・命令権は就業規則に客観化されるからである。国家は就業規則を雇用契約内容に関することとみなして放任しているか、それとも、手続き的あるいは内容的になんらかの監督規制をおこなっているか。また、資本家は就業規則の制定にあたって労働者の意見を徴しているか、徴しているとすればどのような手続きによっているか、そこに労働組合はいかにかかわっているか。およそこういった問題が重要な意味をもつ。

さらに、以上の点と関連して、資本家側がひろく経営内諸問題についての労働者の欲求・不満をどのように吸いあげているか、が重要な点である。末端職制がそれを個別的におこなうにとどまっているか、それとも労使協議の仕組が形成されているか。労使協議の仕組が形成されている場合には、それはいかに構成され、また、いかに運営されているか。また、それに労働組合はいかにかかわっているか。さきにふれた団体交渉の仕組がどのように形成されるか、という点と関連して、それとこの企業レベルあるいは事業所、職場レベルでの労使協議の仕組はどのような関係にたっているか。以上は、かの第2の欲求・不満の契機を処理するうえで重要な意味をもつ。

c) 消費者としての欲求・不満に関しては、労働者が疾病、老齢などによって労働能力を喪失した場合、あるいは失業によって賃金収入を絶たれた場合に、労働者の生存を可能とするどのような社会的仕組が形成されているか、が重要な点である。労働者が自助的な共済組合組織をつくりあげているか、それとも資本家側が福利厚生の施設を発展させているか。あるいはまた、国家が各種の社会保険、社会保障制度をつくりあげているか、そこでどの程度の給付水準が保障されるか、また、その諸制度の運営に労働組合はいかにかかわっているか。およそこういった事柄が問題となる。

なお、本書では深く立ち入らないが、住宅、教育サービスなどがどのような社会的仕組で供給されるかも重要であろう。

d) 政治的市民としての欲求・不満に関しては、まず、議会制民主主義が制度的に確立しているか否か、労働者は市民として選挙・被選挙権を与えられているか、が問題となる。このことは、労働者政党の結成とあいまって、19世紀の「名望家政治」型の議会政治を現代の「大衆民主主義」型へと変質させる重要な契機をなす。それは、当然のことながら、労使関係の法的枠組の転換や国

家の社会政策実施にも無視できない影響を及ぼすようになる。もちろん、それは公権力に対してむけられる労働者の欲求・不満を「解決」する窮極的な保障とはなりえないが、他面、労働者の利害を代表する労働者政党が強大化する場合には、労働者を国家の政治過程に統合していく有力な仕組として機能することにもなる。また、労働者は単に一市民として政治に参加するだけでなく、その集団的な組織、労働組合をととして政治に参加する。その意味では、労働組合と政府との協議慣行が形成されているか、労働組合の代表が各種政府機関に参加しているか、などに注意すべきであろう。

なお、以上の一連の仕組の合成として形成される労働問題処理の枠組の背後には、司法機構、警察、軍隊などの直截な暴力装置が存在している。そのような暴力装置が労働者の運動にいかに関動されるか、が最後の、しかしまた極めて重要な点である。

4. 研究の方法 (3)——「現代」労働問題の考察

はじめにふれたように、資本主義は、第1次世界大戦とロシア革命をへて、その歴史的生命力が問われる「現代」に入った。そこでの極めて重要な特徴は、資本主義社会をゆるがすような政治的・経済的危機の到来に対して、周到な予防的措置がはりめぐらされる点にある。もちろん、それによってかの「難点」自体が解消するわけではないが、しかしまたそれによって労働問題の様相がかなり大きく変化することは明白であろう。そこで、以下、現代資本主義のもとでの労働問題を考察するにあたってとくに留意すべき若干の論点をつけ加えておこう。

第1は、現代資本主義のもとでの労資関係の展開を捉えるためには、その前提として、第1次世界大戦直前の労資関係の枠組を確かめておく必要がある、ということである。たしかに、現代資本主義の労資関係の基本的な枠組は、第1次世界大戦の動員体制と戦中・戦後危機における労資の対抗をととして形成される、といって大過ないであろう。だが、主要資本主義各国における事態の進行のテンポはかなり異なっている。それは、もちろん直接的には戦中・戦後危機における労資の力関係の差異によっているが、より根本的には、戦前の労資関係の構造、ありかたに大きく左右されているように思われる。われわれは、

その点にまでさかのぼることによって、戦中から戦後へかけての展開をよりよく見わたすことができるであろう。

第2に、第1次世界大戦の戦中・戦後危機の処理をとおして形成された労資関係の枠組は、なおはなはだ不安定なものであった、ということである。たしかに、戦中から戦後にかけて、団体交渉制度の拡充、労使協議制の普及の方向を、各国の労働行政担当者はほぼ一様に追求し、そこに現代の労働問題を処理する有効な仕組があると自覚した。労働組合を積極的に承認し、それとの団体交渉をとおして賃金その他基本的な労働条件をとりきめると同時に、経営内諸問題については労使協議をとおして解決していくという、労働問題処理の現代的な仕組は、おおむねこの時期にかたまりはじめたといつてよい。だが、戦後不況の到来、金本位制復帰への努力のなかで、そのような仕組は十分に定着しなかった。世界恐慌において、一方では団体交渉制度の破壊が強行され、他方では多くの波瀾をへてその補強がすすんだ、という対蹠的事態は、その点を明示する結果となった。いうまでもなく、第2次世界大戦において、前者の道をすすんだ国は敗北し、後者の道をすすんだ国は勝利した。やや長期的な視野でかたるとすれば、第1次世界大戦をとおして打ちだされた現代的な労資関係の枠組が定着するのは、むしろ、第2次世界大戦勃発以降と位置づけうるように思われる。念のためにつけ加えるが、以上のことは、国家独占資本主義のもとでの労働問題処理の仕組が決して単一ではなかったことを示唆している。ただ、労働組合と団体交渉制度の破壊につきすすんだ国での仕組は結局のところ短命であった。それは、ここでいうところの労働問題処理の現代的な仕組に対比して、長期的には、はるかに脆弱であったといえよう。

第3は、現代的な労資関係の枠組が定着するにともなう、労働者の欲求・不満の諸契機の現われ方は大きく変化してくる、ということである。まず、かの第1の欲求・不満の契機は、しばらくの間、非和解的な労資紛争の争点であることをやめる。金融資本は、独占的地位のもとたす高利潤によって、賃上げ要求にある程度まで柔軟に対応する。完全雇用状況のもとでは、業績のよい企業では賃金収入が協約賃金率を上まわって上昇するいわゆる賃金ドリフト現象がひろがってくる。ここではむしろ、かの第2の欲求・不満の契機が触発されてくる。そして、生産＝労働過程の「合理化」をめぐる労資紛争が重要な意味

をもつことになろう。だが、他方、賃上げにたいする資本の柔軟な対応にも一定の限度があることはいうまでもない。賃金上昇は、そもそもそれに照応する生産性の向上がなければ、資本蓄積の持続そのものを困難にする。しかし、そのためのインフレ政策はかえって労働者の賃上げ要求に拍車をかけることになろう。かくして資本は一方で新たな賃金抑制政策としての所得政策を国家に要請するとともに、他方で職場レベルでの生産性向上阻害要因を除去するために「合理化」を強行せざるをえない。だが、こうしたいわばハードな対応はかえって労働者の新たな反発を惹きおこすことになろう。

第4は、現代的な労資関係の枠組のもとでは、労資間紛争の労働側の主体は必ずしも労働組合であるとは限らない、ということである。労働組合は——少なくともその役員たちは——むしろ、労資紛争処理の責任と権限をもたされることによって、労資関係の安定化に積極的になる。労働組合は、場合によっては、政府との協議機構のなかに深くくみこまれ、なかば行政の主体として機能しはじめる。その場合には、紛争の主体はしばしば組合役員と対立する平組合員たち自身である。彼らが、組合の末端機関にどの程度の影響力をもつかに応じて、労働組合はアンビヴァレントな様相を呈するにいたるであろう。こうした動きを視野におさめることなしには、現代の労働問題を捉えることはできない^{*}。

なお、「現代資本主義」のもとでの各国における労資関係の推移は、これを一国的な範囲での孤立した現象として追う限りでは十分には捉えられない、ということにもふれておくべきであろう。もともと、資本主義が「現代」に突入したのは、資本主義の世界体制の一角がくずれ、社会主義国の成立、植民地・半植民地における民族独立運動の前進など、発達した資本主義国がさまざまな外的脅威をうけるにいたったことに端を発している。資本主義各国を内部から脅かす社会主義運動もまた、国際的な連繫をつよめるにいたった。そこで当然、資本主義各国はそうした脅威に対処するための国際的連繫をつよめている。現代の労働問題は、そのような国際的な要因にも強い影響をうけつつ生起しているのである。ただし、率直にいって、本書ではこの視角からの検討を十分に行なうことはできなかった。これは多分にわれわれの現在の力量の不足によるものであるが、同時に、この分野の研究がまだ十分に蓄積されていないことにも起因している。この点はおそらく本書の1つの限界をなすであろうが、それは残された問題として銘記し、その討究には他日を期したい。

* 第2次世界大戦後の相対的安定期に、若干の論者は、現代資本主義のもとでは労働組合だけでなく労働者階級全体が資本主義社会に統合され、現状維持的な勢力をなすにいたった、と主張した。それは、発達した資本主義国における革命の推進勢力は、もはや労働者階級の本隊部分には求めえない、むしろ、黒人に代表される人種的被差別者、都市のゲットー住民、一部の学生層などに求められる、というような議論とあい通ずるものであった。われわれは、このような論議は、労働組合運動が真に強大化した場合におちいる現代資本主義の袋小路の危機について過小評価しているのではないかと考えるが、その袋小路を労働者階級が主体的に突破するうえで並々ならぬ困難を示唆するものとして注目しておきたい。

5. 本書の対象

われわれは、はじめにふれた関心と、以上述べてきた方法にしたがって、とりあげるべき対象をしぼった。

まず、「現代」を国家独占資本主義としておさえる観点からすれば、第1次世界大戦とその戦後処理、世界恐慌、第2次世界大戦とその戦後処理、そして1960年代後半などの時期が、それぞれ、かの歴史的な節をなしていることは明白であるように思われる。そこで、われわれは、一方で、世界史的視野で資本主義の発展をリードしてきたと目される主要資本主義諸国に注目し、他方では、上記の歴史的な節における階級的対抗が顕著にあらわれた国々に注目し、その2要件がいわば重なっている国について、インテンシヴな実証的研究をおこないたいと考えたのである。イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリアをここでの対象としたのは、そのためである。

なお、対象としてとりあげた期間は、国によって若干のズレはあるが、原則として、第1次世界大戦前の労資関係の枠組をおさえるうえで必要なかぎり、古典的帝国主義の時代あるいはその形成期までにさかのぼり、1960年代後半以降の現在までをみわたすことにつとめた。

(戸塚 秀夫)
(徳永 重良)